

垂水市告示第 107 号

垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略本部設置要綱を次のように定めた。

平成 26 年 12 月 26 日

垂水市長 尾 脇 雅 弥

垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略本部設置要綱

(設置)

第 1 条 本市において人口減少、少子高齢化などの諸課題を解決し、活力あるまちづくりを推進するための全庁的な施策推進を図るため、垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 10 条第 1 項の規定による垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定に関すること。
- (2) 人口問題対策の総合企画及び調整に関すること。

(組織)

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる職にある職員をもって充てる。
- 5 市長は、必要があると認めるときは、前項の職員のほか、市の職員のうちから本部員を指名することができる。

(職務)

第 4 条 本部長は、本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は欠け

たときは、その職務を代理する。

- 3 本部員は、総合戦略の策定及び実行に向けて、関係課及び関係機関との調整及び連携を行う。

(会議)

第5条 本部長は会議を招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者の出席を求め、必要な説明又は意見を聴くことができる。

(部会等)

第6条 本部長は、必要に応じて部会又はワーキンググループ等を設置することができる。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年12月26日から施行する。
(垂水市人口減少対策本部設置要綱の廃止)
- 2 垂水市人口減少対策本部設置要綱(平成25年告示第10号)は、廃止する。

別表(第3条関係)

総務課長、企画課長、財政課長、会計課長、税務課長、市民課長、市民相談サービス課長、保健福祉課長、生活環境課長、農林課長、水産商工観光課長、土木課長、水道課長、教育総務課長、学校教育課長、社会教育課長、議会事務局長、農業委員会事務局長、監査事務局長、選挙管理委員会事務局長、消防長
